

地域福祉計画 重点施策について（案）

地域福祉計画では、計画期間中、複数分野をまたいで推進していく施策等を重点施策として掲げ、推進しています。第5次計画では、これまでの関係会議の意見も踏まえ、下記の施策を重点施策として取り上げたいと考えています。

1. 地域づくりの推進・地域活動との連携

東村山市では、地域包括ケアの推進、子どもエリア構想、地域福祉活動計画の推進などにより地域住民と連携しながら、住民自らが担い手となる地域社会の実現に努めています。ここではそれら施策について記載していく予定です。

2. 福祉人材と事業者の育成について

地域福祉の推進にあたっては、各分野で福祉人材や事業所の育成が課題となっています。ここでは、福祉事務所実習等による福祉人材の育成や、事業者に対する情報提供や研修等の支援などについて記載していく予定です。

3. 生活困窮者対策について

平成27年4月より「生活困窮者自立支援法」が施行されたことに伴い、当市でも自立支援策の強化を図るため「ほっとシティ東村山」を開設し、生活困窮者からの相談、各種支援に取り組んできました。ここでは、生活困窮者自立支援法に関する当市の取り組みや実績、今後の方針などを記載する予定です。

4. 成年後見制度について

成年後見制度は、判断能力の不十分な高齢者や障害者が地域で生活していくために必要な制度であり、平成28年には成年後見制度の利用の促進に関する法律も施行されました。当市におけるこれまでの取り組みや、今後の方針について記載していく予定です。

5. 避難行動要支援者（災害対策）について

要支援者名簿の推進や、福祉避難所の指定など、当市におけるこれまでの取り組みや、今後の方針について記載していく予定です。